

元高漁港第437号
令和2年3月2日

各土木事務所長 様

水産振興部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設工事等の
一時中止措置等について（依頼）

このことについて、令和2年2月26日に開催された国の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、大規模な感染リスクのあるイベント等について今後2週間は中止等の対応を要請するなど、感染拡大の防止に万全を期す旨の発言があったところです。

つきましては、契約済の建設工事等（調査、設計及び測量等の業務を含む。）に係る一時中止措置等に関し、下記のとおり取扱いを定めたので、適切な対応をお願いします。

なお、維持修繕委託業務など履行されなければ公物管理に支障をきたすものについては、この限りではありません。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者から一時中止や工期（履行期間）の延長の申し出があった場合には、「受注者の責によらない事由によるもの」として取り扱うこととし、契約書に基づき、建設工事等の一時中止や設計図書等の変更を行うとともに、必要に応じて工期（履行期間）の延長を行うなど、適切な措置を講じてください。なお、一時中止の期間は、本通知から令和2年3月15日までの期間とします。
- 2 建設工事等の従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、1に準じて対応するものとし、この場合における一時中止の期間については、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定してください。
- 3 1の措置に伴い、工期（履行期間）が年度を越えるものについては、繰越等の手続きが必要となることから、漁港漁場課（整備担当及び計画担当）と協議のうえ、対応してください。
- 4 受注者に対する周知については、別添内容の水産振興部漁港漁場課ホームページでの公開により行うこととします。

（問い合わせ先）

高知県水産振興部

漁港漁場課整備担当及び計画担当

TEL：088-821-4615

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 2 日

関係都道府県

漁港・漁場・漁村・海岸・災害関係事業担当主務課長 殿

水産庁漁港漁場整備部整備課
課長補佐（施工積算班）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事
及び業務の一時中止措置等について

このことについて、水産庁が実施する事業において別添のとおり取り扱うこととしたので参考として通知する。

なお、貴管下の関係市町村に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

元 予 第 2 0 7 6 号
令 和 2 年 3 月 2 日

水産庁長官 殿

大臣官房参事官（経理）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事
及び業務の一時中止措置等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、令和2年2月26日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣から、大規模な感染リスクのあるイベント等について今後2週間は中止等の対応を要請するなど、感染拡大の防止に万全を期す旨の発言があったところである。

については、既契約の工事及び業務に係る一時中止措置等に関し、下記のとおり取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。なお、通年維持工事等、履行されなければ公物管理等に支障をきたすものは、この限りではない。

また、貴管下の施設等機関、地方支分部局及び各機関の長への通知については、貴職からお願いする。

記

1. 工事又は業務の一時中止措置等について

工事又は業務の契約は、工事の請負契約に係る契約書について（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官依命通知）別紙の工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）又は建設工事に係る設計等業務の請負契約書について（平成8年2月23日付け8経第263号農林水産事務次官依命通知）別紙の業務請負契約書（以下「業務請負契約書」という。）に基づき実施しているところであるが、発注者においては、工事請負契約書第19条及び第20条又は業務請負契約書第19条及び第20条の規定の趣旨に則り、以下のとおり受注者に対する工事又は業務の一時中止措置等を適切に行うこととする。

なお、工事請負契約書又は業務請負契約書に類する契約書により契約している工事又は業務についても同様とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

発注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染



拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者に対して工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長の意向を確認する。その上で、受注者からその申し出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、工事請負契約書又は業務請負契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行う。なお、一時中止や設計図書等の変更を行った場合においては、工事請負契約書又は業務請負契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、本通知発出の日から令和2年3月15日までの期間とする。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、(1)に準じて対応する。この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定する。

2. 一時中止措置等に伴う繰越等の措置について

1. の措置に伴い、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越等の手続をとることとする。